

平成21年第4回美祢市議会定例会会議録(その6)

平成21年12月18日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	岩 崎 敏 行
係 長	佐 伯 瑞 絵		

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	兼 重 勇
市民福祉部長	山 田 悦 子	市立 病院事業局長	藤 澤 和 昭
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 本 勉
総務部次長	田 辺 剛	総務部次長	福 田 和 司
税 務 課 長	篠 田 恵 司	総合政策部長	金 子 彰
経営管理課長	白 井 栄 次	総務部次長	古 屋 勝 美
		市民福祉部長	

市民福祉部 高齢障害課 教育委員 事務局長	岡村 恵 右	教 育 長	永 富 康 文
会計管理者 秋芳 総 支所 合 監査委員 事務局 長	國 舛 八千雄	消 防 長	坂 田 文 和
農 林 課 長	久 保 毅	美 東 總 支 所 合 長	坂 本 文 男
農業委員 事務局 長	杉 本 伊佐雄	代表監査委員	三 好 輝 廣
	西 山 宏 史	建 設 經 済 部 次 長	齊 藤 寛
	川 島 茂	上下水道課長	中 村 弥寿男
	古 屋 安 生		

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 13 号 美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 14 号 美祢市税条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 15 号 美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 5 議案第 16 号 美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1 号 平成 21 年度美祢市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7 議案第 2 号 平成 21 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 3 号 平成 21 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 4 号 平成 21 年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 5 号 平成 21 年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 6 号 平成 21 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 7 号 平成 21 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 8 号 平成 21 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補

正予算（第1号）

- 日程第14 議案第9号 平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第10号 平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第11号 平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第17号 第1次美祢市総合計画基本構想について
- 日程第18 議案第18号 美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第19号 字の区域変更について
- 日程第20 議案第20号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第21 議案第21号 山口県市町総合事務組合の財産処分について
- 日程第22 議案第22号 山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第23 議案第23号 土地改良事業の一部を変更することについて
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時01分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第6号）、議案付託表、議員派遣一覧、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、山中佳子議員、岩本明央議員を指名いたします。

この際、徳並議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。徳並伍朗議員。

23番（徳並伍朗君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。美祢市議会議長秋山哲朗殿。美祢市議会政和会会長代理徳並伍朗、同じく、馬屋原眞一、山本昌二、安富法明。

議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について。

平成21年12月4日に開催された総務企業委員会において、田邊諄祐議員の発言が不適切であったため、懲罰動議を提出いたしました。

しかし、12月17日に開催された懲罰特別委員会において、田邊諄祐議員より「総務企業委員会での発言が不適切だったため、誤解を招き、大変御迷惑をおかけいたしました」という旨の謝罪並びに「今後、地方自治法、会議規則を遵守し、発言に注意いたします」との発言があり、我々政和会といたしましては、田邊諄祐議員の謝罪を受け入れることにいたしました。

つきましては、議長初め議員各位の御苦勞に対し感謝を申し上げ、懲罰動議を撤回いたしますので、よろしくをお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 只今、徳並議員から「議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について」の動議が提出されました。この動議は4人以上の賛成者がありますので、成立をいたしました。

なお、美祢市議会会議規則第14条により、議案を文書でいただきたいので、この際、暫時休憩をいたします。

なお、議員の皆さんは、会派代表者会議、議員全員協議会を開催いたしますので、会議室へお集まりいただきますようお願いをいたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時30分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

平成21年12月4日、徳並伍朗議員ほか3人から提出された「議員田邊諄祐君に対する懲罰の件」について、本日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回についてを日程に追加し、日程第25として会議規則第21条の規定により、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回についてを議題といたします。

徳並伍朗議員から、議員田邊諄祐君に対する懲罰の件について、撤回理由の説明を求めます。徳並伍朗議員。

〔徳並伍朗君 登壇〕

23番（徳並伍朗君） 議長より発言の許可をいただきましたので、先ほどの件につきまして報告をさせていただきます。

美祢市議会議長秋山哲朗殿。美祢市議会政和会会長代理徳並伍朗、馬屋原眞一、山本昌二、安富法明。

議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について。

平成21年12月4日に開催された総務企業委員会において、田邊諄祐議員の発言が不適切であったため、懲罰動議を提出いたしました。

しかし、12月17日に開催された懲罰特別委員会において、田邊諄祐議員より「総務企業委員会での発言が不適切だったため、誤解を招き、大変御迷惑をおかけ

しました」という旨の謝罪並びに「今後、地方自治法、会議規則を遵守し、発言に注意いたします」との発言があり、我々会派といたしましては、田邊諄祐議員の謝罪を受け入れることにいたしました。

つきましては、議長初め議員各位の御苦勞に対し感謝を申し上げ、懲罰動議を撤回いたしますので、よろしくお願いたします。

〔徳並伍朗君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 田邊議員の退席を求めます。

お諮りいたします。只今議題となっております議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員田邊諄祐君に対する懲罰の件の撤回について、承認することに決定いたしました。

田邊議員の復席を求めます。

只今の懲罰の件の撤回によりまして、懲罰特別委員会の審査は終了いたしますが、議員必携第9条議会の規律にありますように、地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は、法規によって規制されるまでもなく、慎重・公正でなければならないことは言うまでもありません。それとともに、議会が住民の代表者である議員をもって構成される議事機関としてその権威を保持し、公正な審議・決定ができるよう、地方自治法及び会議規則において自主的に規律を保持し規制するための権限が与えられています。これを機会に改めて御確認をお願いいたします。

日程第2、議案第13号から、日程第19、議案第19号までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、只今より、建設観光委員会の委員長報告を肅々と申し上げますので、よろしくお願いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案4件につきまして、去る12月3日、午前9時30分より委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）につきまして御報告を申し上げます。

執行部へ本委員会所管事項につきまして説明を求めるに当たって、「歳出の人件費補正で人事院勧告に基づくもの等については、説明を省略すること」との了承を各委員より得て、順次、執行部の説明を求めました。

農地費の繰出金、元気な地域づくり・プロジェクト支援交付金事業107万3,000円は、秋芳町鍛冶屋地区の圃場整備換地清算金であること。

林業振興費の森林整備地域活動支援交付金は、新規事業で自己所有の山林で傷んだ箇所施工が必要なところに対し、ヘクタール当たり3万円を支出するもので、今年度150ヘクタール、450万円を計上したもので、その額はすべて国庫補助金であるとの説明を受け、引き続き、執行部より土木総務費中、地震防災マップ作成事業委託金600万円について、これは、市内で想定される最大規模の地震が起きた際の震度を50メートル四方で地図に示したものを全世帯に配布し、周知する業務であること。

公共下水道事業会計繰出金124万7,000円減額は、下水道会計決算見込みであること。

災害復旧費につきましては、7月に発生した豪雨災害について、国の査定も11月中旬にはすべて終わることができ、これから入札発注、工事の監理事務等の時間外勤務を見込んでおり、その額503万9,000を補正したものであること。

同じく、単独災害復旧費につきましても、設計積算及び監督業務に必要な時間外勤務手当240万円を補正予算計上したものであるとの説明をそれぞれ受け、質疑に入りました。

委員より、「7月の災害は激甚災害に指定されていると思うが、特に公共災害の補助率の状況はどうか」との問いに対し、執行部より、「農林災害の補助率は、農家戸数、被害額、被害件数等によって補助率が決まるが、現在、増嵩申請、すなわち補助率を高めるための申請を行っているところですが、過去の例からすれば、95%は国庫補助金となると想定しています」との答弁でありました。

併せて、委員より、「農業主要施設には頭首工等があるが、復旧が二、三年後となれば、耕作者は大変苦勞することになるので、執行部はその辺を十分配慮されたい」との要望がありました。

また、委員より「平成17年度単独土地改良事業の積み残し分が3年ぐらいかかるとのことであったが、今年度の初め執行部に伺ったら、今年度中には施工できるとのことであった。工事が7月の集中豪雨に間に合わなかったため、周辺の水田が水没したことは非常に残念であるが、何かこの単独土地改良事業の様子が変わったと聞いたが、何かあったのか」との問いに対し、執行部より、「平成17年度に単独土地改良で水路申請をされましたが、申請件数が多く、三、四年も予算がつかないということでお待たせをしておりましたが、今年7月に国の景気対策ということで農地有効利用整備事業が増設され、旧美祢市の単独土地改良の積み残し分40件もその補助対象ということで、7月に補正をいたしました。しかし、政権が変わり、この事業について少し待たせがかり、6割程度になったので、一部事業を待たせることとなりました。しかし、残り分につきましては、来年度新規に予算要求をしたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、そのほか質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、御報告を申し上げます。

執行部より、「今回の補正は全額人事院勧告に基づくもので、減額補正額817万円につきましては、すべて財源調整ということで予備費に追加計上するものである」との説明でありました。

本議案につきましては、質疑を求めるとも質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定について、御報告を申し上げます。

執行部より、「美祢市秋芳町栢木地区で組織されている桂木山麓緑地自然公園村は、平成3年山村地域特別事業として開設され、秋芳町と同組合の委託によって運営をされていました。平成19年度より指定管理者制度に移行し、来年3月31日をもって指定期間が満了となります。

栢木地区は、当該施設の隣にそうめん流しや地元産野菜直売を行って、地域が一体となって活性化対策をされています。

については、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年間、引き続

き、桂木山麓緑地自然公園組合を公募によらない指定管理者として再指定したい」との説明がありました。

委員より、「これに対し指定管理料は幾らか」との問いに対し、執行部より、「年間215万円を指定管理料として支出している」との答弁でありました。

本議案につきましては、そのほかに質疑・意見もなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号字の区域変更について、御報告を申し上げます。

執行部より、今回の字の区域変更は、平成18年度から21年度にかけて、美祿市大嶺町祖母ヶ河内地域において実施された農山漁村活性化プロジェクト支援事業が今回終了したことに伴うもので、事前に配付された図面をもって説明を受けました。

本議案につきましても、質疑を求めると質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託されました議案4件はすべて可決され、引き続き、委員各位にそのほかの発言があればと求めましたが、特に発言はございませんでした。

以上をもって、建設観光委員会委員長の報告といたします。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） 只今より、総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案11件について、去る12月4日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしました。

審査に先立って、執行部より、市が行う配食サービス事業において、市が事業者に貸与している車両の交通事故にかかわる点で、この事務処理について不手際があったということで、市民福祉部長の更迭と、議会選出の竹岡監査委員に対し「監査委員の辞職を勧告してほしい」という内容の要望書が9月1日付で「美祿市をよく

する会」から提出されていることについての対応の報告と、この車両の交通事故による廃車後の経緯と現況について説明がありました。この報告について複数の委員より発言がありました。その中で、田邊委員から竹岡監査委員の辞職を求める発言が問題となって、休憩を挟んで竹岡委員が所属する政和会より、100条委員会の設置についての要望書と、議員田邊諄祐君に対する懲罰動議が文書で議長に提出され、後日議運で諮ることとなりました。

それでは、審査の経過と結果について、その順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第13号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

執行部より、「このたびの改正は国家公務員退職手当法等の一部改正に準じて一部改正を行うものであります。主な内容は、退職手当支給後、または退職後退職手当を支給するまでに在職期間中に懲戒免職処分を受けるに相当する行為があったと認められた場合に、退職手当の返納を命じ、または支給を制限できるように所要の改正を行うものであります。この条例は、公布の日から施行し、施行後の退職に係る退職手当から適用することとしております」との説明がありました。

本議案について質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市税条例の一部改正について。

執行部より、「これは美祢市税条例第142条、入湯税の課税免除に関する既定のうち、第3号学校（大学を除く）の行事として行われる修学旅行に参加する者」とあるのを、「修学旅行等学校教育上の見地から実施される行事に参加する場合において入湯する者」に改めるものであります。

続きまして、第143条「入湯税の税率は、入湯客1人1日について150円とする」を、「入湯税の税率は、次の各号に掲げるものに対し、それぞれ当該各号に定める額とする」に改め、1号として「宿泊する者1人1泊につき150円」。2号として「宿泊しない者1人1日につき50円」とするものです。「この条例は平成22年4月1日から施行するものであります」との説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について。

執行部より、「このたびの改正は国家公務員退職手当法等の一部改正する法律が施行されたことから、関係部分の改正を、また雇用保険法等の一部を改正する法律が施行されたことから所要の改正を行うものであります。雇用保険法の改正内容については、定められた受給資格要件のうち、一般被保険者の勤続期間が「6カ月」から「12カ月」に改正されたことから、所要の改正を行うものであります。施行期日については、附則第1項として公布の日から施行するものとし、第2項として経過措置を既定しているものであります」との説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）について。

執行部より、本委員会所管の事項について説明があり、「既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億9,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億5,898万3,000円とする」とのことでした。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、「ケーブルテレビ加入促進事業で補助金が1,537万2,000円出ておりますが、これは秋芳地区の補助金だと思います。1戸当たり1万2,600円の1,220戸分ではよろしいか」との質疑に対し、執行部より、「秋芳エリアについては、平成22年の3月までで1,200戸予定しております。美東エリアについては10戸分を本年度は予定しております。旧美祢市については条例で減額しており、市民への負担はありませんが、金額の差がありますので、計算どおり割ると戸数どおりにはならないと思います」との答弁がありました。

また、委員より、「一般会計の補正予算については賛成する部分もありますが、このたびの人事院勧告で職員の給与が削減ということは12号議案で反対をしております。この人件費にかかわる議案については反対です」との意見がありました。

本議案について、慎重審査、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）について。

執行部より、「既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,801万5,

000円とする」との説明がありました。

さきの議案第1号で、委員より、人事院勧告に基づく人件費にかかわる議案については反対するという意見がありました。本議案を含めて第5号、第7号、第9号、第10号、第11号の各議案はそれぞれ人事院勧告に基づく人件費にかかわるものが含まれていますので、質疑・意見がなくても挙手によって決しました。よって、本議案について採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

執行部より、「既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,081万1,000円とする」との説明がありました。

本議案についても質疑・意見はありませんでしたが、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成21年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

執行部より、「既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,013万5,000円とする」との説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成21年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）について。

執行部より、「このたびの補正は人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整が主なものであります。収入総額を3億6,416万5,000円とし、支出総額を3億6,798万7,000円とした結果、収益的収支は当年度純損失565万円となる見込みであります」との説明がありました。

本議案についても質疑・意見はなく、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）について。

執行部より、「今回の補正は、本年度上半期の実績に基づく収支の見直しを行う

とともに、収入におきましては、一般会計からの繰入金について、国が示す繰入基準が改正されたことに伴う補正を、また支出につきましては、人事異動及び人事院勧告に伴う給与費の調整を行うものであります。収益的収支において収入総額を42億1,103万3,000円、支出総額を42億733万2,000円とした結果、税抜きの当年度純利益は244万4,000円となる見込みです。また、資本的収支において支出総額を11億8,642万3,000円とした結果、資本的収入額が支出額に対して不足する額8,943万7,000円は、当年度消費税資本的収支調整額と、過年度損益留保資金で補てんするものであります」との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、「このたびの人事院勧告の内容については、給与月額平均で0.2%引き下げを実施等の説明がありました。そこで医療職職員の、とりわけ医師の確保については大変困難さをきわめておる状況下であり、医療職1の給与月額については特段の配慮が必要かと思えます。今回の給与月額を見ても、新旧対照表に添付されておられません。医師の給与額については引き下げの対象になっていないということによろしいか」との質疑に対し、執行部より、「医師は今回の人勧の給与月額の減額の対象にはなっておりません」との答弁がありました。

次に、委員より、「入院収益の中で、市立病院が5,200万円、美東病院が8,674万5,000円それぞれ減額となっておりますが、この原因はどこにあるとお考えですか」との質疑に対し、執行部より、「美祢市立病院におきましては、このたび事業量の変更はしておりませんが、特に入院診療単価が計画よりも下がっております。1人当たりの診療単価がおよそ1,700円程度少なくなっております。美東病院につきましても入院収益でございまして、一般病床、療養病床それぞれ入院単価、診療単価が減少しておりますことが主な要因と考えております」との答弁がありました。

続いて、委員より、「医師確保のために市立病院で3,246万9,000円、美東病院で3,083万1,000円、計6,330万円あると思えますが、この使い道はどうか。また、人数はわかりますか」との質疑に対し、執行部より、「医師の初任給調整手当ということで、まだ年度途中でございまして、年度間の支出予定額を見込んだ額をこの数字に当てはめております。また、人数については、市立

病院、美東病院それぞれ9名でございます」との答弁がありました。

本議案について、その他の質疑・意見はなく、慎重審査、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。

執行部より、「このたびの補正は、4月の人事異動や国の人事院勧告の実施に伴います人件費の調整として行うものであります。収益的収支では、収入総額を4億9,547万6,000円とし、支出総額を4億6,945万6,000円とした結果、当年度純利益は2,779万7,000円となる見込みであります。また、資本的収支では、収入総額を5億1,211万4,000円とし、支出総額を6億9,765万8,000円とした結果、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億8,554万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額564万6,000円と損益勘定留保資金1億7,989万8,000円で補てんするものであります」との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

冒頭、委員より、「今まですべて挙手多数で採決された議案について、人事院勧告の答申によりということ、人事院の歴史と現状に触れて、安易な人事院勧告に基づく公務員の給与の引き下げについては断固反対するものです」との意見がありました。

次に、委員より、「今回平成21年度の美祢市一般会計補正予算で市民税、個人と企業法人税の税収が4,200万円当初より低い状況になっております。来年も同じような方向に行くのではないかという一抹の不安があるわけですが、そういう中であって、この公共下水道事業を当初の計画どおりに推し進められるのかどうか、お伺いしたい」との質疑に対し、執行部より、「質問の中で都市計画区域という言葉が使われましたが、基本的に都市計画区域は下水道を整備するという目的で市民の方に都市計画税をお願いしております。そういうところを優先的に下水道を敷設しているという経緯があります。この都市計画税をいただきながら下水道がないところもまだ残っておることは委員御承知のとおりでございます。その辺も含めて、下水道でやるのか農業集落排水でやるのか、合併浄化槽に対する補助金でやるのかというのは、その地域の実情とかコストパフォーマンス、対費用効果を考え

てやっていく必要があると思っております」との答弁がありました。

その他の質疑・意見は省略させていただきますが、本議案は慎重審査、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号第1次美祢市総合計画基本構想について。

執行部より、「本計画は、将来に向けたまちづくりの基本理念を示す基本構想と、この基本構想に基づいてより具体的な施策の内容を明らかにする基本計画、そして毎年度ごとの実施事業などを掲げる実施計画の三つによって構成されますが、基本構想の部分がこのたび議案に上げさせていただいた部分となります。計画の期間は、基本構想は平成22年度から平成31年度までの10年間、基本計画は前期計画が5年間、後期計画が5年間、実施計画は3年計画といたしますが、毎年見直しを行うことといたします。この計画の骨子を施策の大綱ということでまとめております。基本理念を市民が「夢・希望・誇り」を持って暮らす交流拠点都市美祢市としております。ここに将来像として、新市基本計画の言葉であります自然と調和し、潤いと活力に満ちた安らぎと交流の郷ということで掲げております。これに基本目標を五つ掲げており、安全・安心の確保、観光交流の促進、産業の振興、ひとの育成、そして行財政運営の強化であります。本計画書を答申といたしまして、11月6日に総合計画の審議会の会長、副会長の2名の方が市長へ提出をされました。この答申を尊重し、第1次美祢市総合計画基本構想を策定するに当たって、地方自治法第2条第4項の規定により市議会の議決を求めるものでございます」との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、「基本計画の中で来福台一般分譲数886、実績が538、残りが348と書いてありますが、本会議での説明の中で議員の質問に対する執行部の答弁の数字と違っていたように思います。また、何日現在というのも違っていたと思いますが、そののところ、もう一度お願いいたします」との質疑に対し、執行部より、「本会議場で来福台の一般住宅の分譲状況について初めに数字を申し上げておりますが、ことし21年の10月31日現在で分譲に供した区画が748、そのうち契約が539ということで申し上げました。それと、21年度分までの契約が2件ということで御説明したと思います。また、この表にあるのが、計画区画として全体で一般住宅が886あり、この中でまだ分譲に供していない区画があるとい

うことで、現実にこの来福台としての一般住宅の区画は886あるということです。現在、そのうちの748を分譲に出しており、そのうち539が契約をされているということです」との答弁がありました。

また、委員より、「行政サービスにおける民間活力の導入の推進ということで、アウトソーシングの中に指定管理者制度や業務委託などありますが、現在管理運営に関する契約の仕方に問題があるのではないか」との質疑に対し、執行部より、「このアウトソーシングに係ることについて、よりベターなことを目指して、ことしの5月にガイドラインを改訂いたしました。この改訂ガイドラインを作成する前に結んでいたものが、そのまま今日まで来ているものがあったということで、当然この改訂ガイドラインをつくり上げたからには、それに基づいて既に結んでいた協定にしる規約にしる、改訂の考え方に基づいて協定を結ぶべきであったと思っております。今後はこのガイドラインの趣旨によりまして、所管課のほうへ周知徹底を図りながら進めていきたいと考えております」との答弁がありました。

また、委員より、「行政サービスにおける民間の活力、さらに市職員の能力の向上、市民参加型まちづくりの推進、市民活動支援の推進、こうしたテーマに関連をして市民と市による協働事業企画提案募集という制度が宇都宮市では設けられています。ハードではなくソフト面での事業ということで、市民による提案型、これをぜひ美祢市でも検討していただきたいが、どうか」との質疑に対し、執行部より、「実は似たようなことを考えておりまして、市の政策調整会議の中で、来年度予算を組むときに市民の方の思い、それから3地域が一緒になって合併市になっておりますので、それぞれの地域の中での思いも含めて自発的にいろんなことを考えていただいて、何かできることがないかということで、私の政策的な予算として出してくるようには言っております。3月議会でまた予算を御審議賜るようになりますから、まだ具体的なことは申し上げませんが、私は、まず第一にソフト的な面をということでやってもらいたいと思っております。いろんな経験を得た上で基本的な協働という考え方。市民とともに行政が考えていくということは本当に大切だと思っております。答申いただいたこの総合計画にも、その考え方が大きく流れています。これを読ませていただいて、そうしたことがイメージとしてわいてきたものですから、そういうことを今部課長のほうに言っております。また、予算が出てきたときに議会で明らかにしていきたいと思っております」との答弁がありました。

その他の質疑・意見は省略いたしますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案 1 1 件についての報告を終わります。

続きまして、その他の項で、委員より 3 点の質疑がありましたが、ここでは割愛をさせていただきます。

以上で、総務企業委員会の委員長報告を終わります。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。南口議員。2 1 番（南口彰夫君） 委員長報告で、ちょっと確認をしたいことがあるので、委員長は文書にされておると思うんです。その文書をちょっとこちらのほうで、私の聞き取り間違いかもわからないので、言うた、言わんていうよりは、その報告書を若干閲覧をさせてもらうわけにいかんでしょうか。議長よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） はい。許可いたします。荒山委員長、ちょっと休憩しようか。

それでは、1 1 時 2 0 分までちょっと休憩をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前 1 1 時 0 9 分休憩

.....

午前 1 1 時 2 2 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

荒山委員長。

総務企業委員長（荒山光広君） 先ほど、南口議員さんのほうより、委員長報告の内容について要望書が出ましたその市の対応という部分で、「具体的にどういった対応をされたのか」ということの報告が必要ではないかということでございましたので、市長の報告の内容について御報告を申し上げたいと思います。

市とすれば、適正に処理をしてきておることが言えるかと思ひます。また、三好代表監査委員からの御指摘を受けまして、そのことも直ちに実行に移して、来週の月曜日に現物の車両が導入されるというところまで来ておるということでございます。

従ひまして、二つの要望事項、市民福祉部長、業務が適切に行われておらないという理由によって、市長が更迭をしてほしいということの要望については、私は更

送には当たらないというふうに思っております。一生懸命仕事を適切にしておると認識しておりますので、更迭をするという事項には当たりません。また、竹岡監査委員、議会選出ですが、この方についての監査委員の辞職を求めてほしいという要望でございますけども、このことにつきましても、私としましては監査委員として適切に仕事をしておられるというふうに認識をしておりますし、議会選出の監査委員として私とその辞職の勧告をするということは適當ではないと思っております。という対応をされたということでございます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今から、教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案5件につきまして、去る12月7日、教育民生委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず最初に、議案第15号美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを御報告いたします。

執行部より、「今回の条例の廃止について、現在の美祢市老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション、老人クラブ等の育成を目的に昭和49年に設置された施設であります。

現在、社会福祉協議会が指定管理者として管理業務を委託しておりますが、このたび老朽化により雨漏りもひどく、機能回復訓練室や浴場等機能していない状況です。

これらの補修等には多額の経費を要すること、また、合併に伴い事務所としても手狭であるため、美祢市老人福祉センターを今年度末をもって廃止することとし、本施設の設置及び管理に関する条例を廃止します。この条例の廃止施行は、平成22年4月1日であります。

なお、市としては利用者も大変多く、高齢者福祉行政を推進する立場からぜひ必

要でありますので、引き続き社会福祉法人に委託する予定であります」との答弁に対し、委員より、「条例廃止に伴う代案または計画はあるのか」との問いに対し、執行部より、「新たな場所で業務を開始し、引き続き、老人の生活相談、健康相談あるいは生業・就労相談、老人クラブに関すること、各種講演会、各種のボランティア活動をいたします」との答弁に対し、委員より、「現施設の雨漏り等の修理はどうか」との問いに対し、執行部より、「一般会計に補正を組んで修理をいたしません」との回答がありました。

本議案に対しましては、審査の結果、全員異議なく、原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）について御報告申し上げます。

なお、説明は各会計において、人事院勧告に基づく職員の給与関係に伴う減額補正、または、人事異動に伴う給与の増減補正につきましては、省略をして説明をいただきました。

執行部より、「既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15億9,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億5,898万3,000円とする」との説明に対し、委員より、「民生費の扶助費について759万9,000円減額分の理由と当初見込みはどうか」との問いに対し、執行部より、「減額補正分は乳幼児分で、受給者数の減と診療内容による医療費の減によるものです」との答弁がありました。

また、委員より、「社会福祉総務費における施設工事費998万円のうち、老人福祉センター131万4,000円もかけて、あと3カ月雨期でもないので辛抱できるのではないか」との問いに対し、市長より、「社会福祉協議会を現在の土地改良団体連合会の建物に移っていただきますが、現存のセンターはそのまま残し、利用することによって、行政センター機能をさらに充実させようと思っています。そのためには130万円程度かけて雨漏りを直します」との回答がありました。

また、委員より2点質問がありました。1点目は「日本脳炎の予防費についてその対象者はどうか」、2点目は「学校校舎の施設整備費について状況はどうか」との問いに対し、「日本脳炎の予防接種は予防接種法に基づく定期の予防接種スケジュールがありまして、1期が3回、初回接種が2回と生後6カ月から90カ月未満

に2回、おおむね1年後1回ですが、費用は4,000円となっております。対象者は310人見込んでおりましたが、313人くらいになりますので、追加分を計上させていただきました。

次に、2点目の校舎の施設整備費についてであります。「現在、市内に校舎が51棟、屋内運動場が30棟、計81棟あります。その中で、昭和56年以前の建物が29棟、早急に耐震補強を必要とするものが11棟でありまして、今回出しておりますのが22年度中に工事完了予定の9棟です。大嶺中も非常に古い校舎で耐震度0.3以下ということですので、早い時期に耐震化を図っていきたいと思っております」との答弁がありました。

また、委員より、「小中学校のインフルエンザによる学校閉鎖・学級閉鎖の状況はどうか」との問いに対し、「11月25日現在、小・中学校とも、罹患率が21%、学級閉鎖、小学校12学級、中学校8学級、学年閉鎖、小学校12学年、中学校4学年、休校をしているのが小学校3校あります。また、現在ふえる傾向にあります」との答弁がありました。

また、委員より、「新型ワクチンが市内の医院に行き渡っているのか。12月広報で接種順序表が発表されたが各医院の状況はどうか」との問いに対し、「県下の状況は20%くらいと聞いております。市内ではばらつきがあるようです」との答弁がありました。

委員より、「保健センターから市民へワクチン状況を伝えるよう指導をお願いする」との発言がありました。

その他の意見は省略させていただきますが、本議案に対しましては、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて可決されました。

次に、議案第2号美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

「今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,841万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,599万8,000円とする」との説明に対し、委員より、「この予算に対し、基金・予備費については、例えば1割というような目安があるのか」との問いに対し、「国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、安定的かつ十分な基金の保有が望ましいので、所要の基金の積み立てに努めることとされており、保有額につ

いては、過去3年間における給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てるという基準があります。

予備費については、保険給付費の3%以上の額を計上することが適切であるとされております」との回答がありました。

本議案につきましては、その他質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり全会一致にて可決されました。

次に、議案第6号平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について御報告申し上げます。

執行部より、「本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億240万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,151万3,000円とするものであります」との説明に対し、この議案に対しましては質疑・意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて可決されました。

最後に、議案第8号美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について御報告申し上げます。

執行部より、「既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ150万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,836万1,000円とする」との説明がありました。委員より、「政権交代に伴って事業仕分け等もなされた中で、今後の動向としてどのように受けとめておられるか。新年度予算に影響があるか」との問いに対し、執行部より、「大臣の表明によりますと、廃止の決定がなされておりまして、今専門の方々が検討されている状況であります。予算については平成22年度・23年度は変更ないと考えます」との回答がありました。

本議案に関しましては、他に質疑・意見はなく、原案のとおり、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案5件につきまして、審査の経過と結果についての報告を終わります。

次に、その他の項目として協議いたしましたことについて御報告申し上げます。

委員より、「私立保育園・幼稚園の経営状況が大変厳しく、廃園を考えざるを得ないところもあると聞くが、公立の園との格差を少なくし、補助をふやす等の対策

についての考えはないか」との問いに対し、市長より、「私立幼稚園・保育園の方々には大変大事な仕事をいただいていると承知しています。

市としては、幼稚園費及び民生費として補助しておりますが、国の所管が保育園は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と大きく分かれています。全国的に同一省庁で管理する方向で固まってはいるようですが、大方針が決まらなると、どの程度のバックアップが期待できるか予測が立ちません。市長会からも要望を出しています。

それに基づいて5年、10年先の計画を立て、子供の保育・教育が適正に行われるよう考えますので、それまでお待ちいただきたい」との回答があり、担当課より、「平成20年度の決算を参考に補助金の内容について説明がありました。私立の4園について幼児保育振興費補助金として単独市費で、保育士の人数割り、調理員の人数割りで補助金を交付しております。

また、保育所の整備費補助金を各園に同額補助しています。別に次世代交付金、国庫負担金をいただく事業として延長保育事業を実施し、各園に補助金・委託金を交付しております」との答弁がありました。

また、委員より、「12月1日の山口新聞によると、県内の学校で暴力行為が増加しているとの記事が出たが、市内の状況はどうか」との問いに対し、執行部より、「市内小・中学校とも大変落ち着いた状況にあります。暴力行為もほとんどありません」との答弁がありました。

最後に、報告事項として、教育委員会より、教育委員会の評価・点検について報告がありました。

「平成20年の4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴い、「教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ、議会に提出するとともに公表しなければならない」となっております。本日、20年度分の評価・点検の実施方針及び評価シートを議長さんあてに提出いたしました」との報告をいただきました。

以上で、12月7日に開催いたしました教育民生委員会のすべての報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会にかかわる件に関しまして、引き続き調査することを申し出ておりますことを、併せて御報告申し上げます。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、教育民生委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、産業振興対策特別委員会の委員長報告を行います。

この委員会は、去る12月8日9時半より、全員出席のもとで開催をいたしました。

審査事項は、産業振興条例の制定、この美祢市で現在あります企業誘致条例を、さらに新たな産業の発展を求め、それに対応できる条例の制定が望ましいということで、この委員会が設置をされた最大の課題です。

この条例制定は、これまでの経緯では、この12月議会で提案されています美祢市総合計画、この策定の経緯を受けてということで審議をしまいましたが、この美祢市総合計画がこの12月議会で議決されれば、当然それと並行して来年の3月までには、この産業振興条例が少なくとも素案が提出されるのではないかという委員からの御意見がありました。執行部からの報告では、去る9月議会でも若干触れられていて、その内容はできる限り産・官・学、産業関係を初め、できる限り市内の商工会、森林組合、青年会議所、また県の関係、山口県の関係、それから宇部県民局、美祢農林事務所、山口大学、下関市立大学、青嶺高校など、そうした地域に、美祢市の地域の産業に何らかの形でかかわる幅広い団体・個人の御意見を集めながら進めていきたい。そのためには若干の予算も伴うので、3月議会で、当初予算で予算を組んだ上でプロジェクトチームを編成し、総合計画等整合性をもって産業振興条例の制定の取り組みに当たりたいということで、執行部から報告が

なされ、若干委員会の委員との認識の相違はありましたが、今後その方向で全力を挙げて早急に取り組んでほしいということで要望いたしました。

さらに、地域のまちづくりについてですが、とりわけ、美祢市に限らず合併を通じて旧秋芳町、美東町の旧町役場、それぞれのと合わせて公民館の現状を見て、総合的なまちづくりの中で支所のあり方、こうした問題について執行部より、「まず、職員の一体感が必要であると、末端窓口まで情報提供できる幅広いハードも含めて、ハード面についても効率的な運営が必要であり、今後の検討課題とさせていただきたいということで、住民サービスが一層充実するように、今ある老朽化した建物も含めて今後の検討課題にしていきたい」という答弁でありました。

次に、十文字原の用地調査事業についてです。この十文字原については、地形的な問題、例えば地震が少ないとか、そうした有利な面をもっと積極的にアピールをする。また、この十文字原が用地買収がされた経緯で、深く県がかかわっており、また既にアクセスのための道路で、最も大事な中心地が分断されている。そうした景観を見ても、何らかの形で県に協議の場についてほしいということで、委員会の総意といたしまして、早急にできるならば、二井関成県知事が当委員会のメンバーと一緒に協議をできる場を設けるように最大限に努力をしていただきたいという要請を執行部にいたしました。

執行部は、その要請を受けて、先日、県との事務的な実務的な調整の協議に既に入っていると。今後必要な協議の場を設けていくように事務レベルの調整で始めているという報告がなされています。委員会としては、できる限り来年の3月までに、早急に何度かの県とのこの用地の有効活用に、十文字原用地の有効活用についての協議をするテーブルの場を設けたいと。そしてそれを成功させたいという各委員の意見で一致しております。

次に、バイオマスについてです。バイオマスは、既に、先の田邊諄祐議員のほうの一般質問でもあったように、当面職員の勉強会を設けていくと。その後、職員のバイオマスに対する認識を高めて、必要とする担当者の配置を検討していきたいという答弁がなされ、引き続きバイオマス事業についての積極的な取り組みを要望いたしました。

最後に、人材育成事業についての現状と報告が商工労働課長のほうからなされました。現在、就職支援障害者雇用として、雇用相談、紹介事業など五つの事業を実

施しています。さらに、新規事業、企業家育成事業として市内業者2社によるセミナーを実施している。

3番目に、「体験型講座を実施して、美祢市内の地域の隅々で人材育成につながる取り組みを行ってきた。少なくとも平成22年、平成23年の3年の事業を目標として取り組んでいきたい」という報告がなされました。

それに対して委員より、「委員会と執行部で今後相談を深め、情報交換をして検討する場を考えてほしい」と、「スクラムを組んでこうした事業に取り組んで、連携を密にしていくことが必要ではないか」という意見が出され、その意見も含め確認をして、この産業振興特別委員会を終了いたしました。

以上をもって、委員長報告といたします。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。
安富議員。

22番（安富法明君） 只今の委員長報告ですが、最初に報告されました産業振興条例にかかわる件ですが、以前、一応、正式とは私受けとってないんですが、観光振興対策特別委員会においても、観光振興条例をつくるべきであるというふうな中間報告を今しております。このことについて、産業振興条例の中に入れていったらどうかというふうな、一応、内々と言いますか、話は承っては実はおるわけですが、観光振興条例が必要でかなり重要な部分があるわけですが、市長かねがね「交流拠点都市・観光立市美祢」ということをいつも言っておられます。基本構想等の中でもかなり大きなウエイトといたしますか、占めてくるわけなんです、そういう中で、観光振興条例なり、観光に対する部分があるのと、産業振興条例の中に入れてしまうと、ちょっとまた違ってくるかなちゅう感じはちょっと持っております。

個人的には、必要な部分がちゃんと入っていれば、どこにあっても私はいいとは思ってるんですが、その辺のことも含めて、それぞれ特別委員会の最終的な一応取りまとめをしていかなければならない時期になりますんで、その辺の、まあ産業の中に入れて、執行部のお考えも、市長なりのお考えもあろうかとは思いますが、入れていくのかどうかというのをはっきりして、中間報告でちょっと見直そうと思っております。それを、確認を、3月議会なりの最終報告までに委員会一度持ちたいと思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいって言いますか、思ってお

ります。委員長のほうで、どういうふうにお考えを今のところ持っておられるか、お伺いしておきます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 只今、安富議員の質問で、観光振興については、産業振興の特別委員会の設置の段階から観光問題をどうするかという議論は何度かありました。しかしながら、委員会としては、産業振興と観光振興の特別委員会という二つの特別委員会は設置されているという事実に基づいて、美祢市にとっては、市長がたびたび述べていますが、旧美祢市と違って、合併で観光が非常に大きな主要な産業になっているということを受けながら、当然その産業振興条例の中で観光の果たす役割は大きいと。しかし、その重要性の位置づけと、ただその委員会での目的と果たす役割から見れば、若干距離を置いて協議を進めることが必要だという経過であったと認識しております。

しかしながら、今の御意見については、当然委員会の委員全員が胸のうちにはもともと持っていることなので、とりわけ、産業振興条例の制定が22年度事業の予算を伴う22年度事業になってきますので、この委員会としても、観光振興の関係で協議をしなければならない重要なテーマだと思っております。

ところが、それと併せながら産業振興、さらに観光振興を条例化すること等を、同時により重要なのは、何らかの形で今の美祢市の現状を見ると、美祢市の財政も含めて、いろんな形で活字のルールだけつくことはみやすいんですが、具体的な取り組みということになれば、財政問題も含めて非常に厳しいので、当委員会としては、十文字原の開発を前提に、あらゆる面で県との、できれば二井知事に席に着いていただいて、協議をできる場をまず第一に積極的に取り組みながら振興条例の果たす役割、さらに観光と観光条例の果たす役割を並行しながら議論していくことが必要だろうと思います。

先ほどの報告の中で若干抜けましたが、県との協議の場の関係もありますので、休会中といえども、引き続き早急に委員会を開催したいという確認をしていますので、次回の委員会で、今、安富議員が言われた、提案された内容はここで全員で耳にしておりますので、協議の対象として取り上げていきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。山本議員。

15番(山本昌二君) 済みません。只今、南口委員長さんの委員会報告聞いて、非常にうれしく思っております。今、安富議員からも話がありました例の十文字原の開発については、副議長さんの長年の懸案事項になりますが、我々美東町にとりましても、非常にこれについては歴史が長いんです。というのは、なかなか一歩手前まで行っておりながら、また開発ができないという繰り返し繰り返し来ておるわけです。

そうしたことで、ぜひ、この開発につきまして、幸いに私は、今、真ん中に道路がつきましたという話もありましたが、私はこれを道路を大いに活用していただきたいというように思っております。一時期は、県のある大きな施設が来て、そこで農林業の発展に寄与しようというような時期もございました。で、ぜひ、委員長さん、産業特別委員会でこの件ずっとずっと取り上げていただきまして、積極的な、早う言うと開発が一日も早くできますようによろしくお願いを申し上げたいと思いますが、質問でございますので、ここで、委員長さん、特別委員会の雰囲気も聞いておりますが、ぜひこの件について、県の対応も積極的に進めていただくような御意見もありましたが、その方向性といわゆる可能性についてちょっとお聞きしたいと思います。申しわけございません。

議長(秋山哲朗君) 南口議員。

産業振興対策特別委員長(南口彰夫君) 十文字原につきましては、先ほど申したように、美祢市の産業振興にとって観光事業もそうなんです。しかし今目の前にある、このまま十文字原を放置しておくことが逆に言えば美祢市全体の振興の大きな妨げ、危機となるということが一番懸念されるわけです。そういう協議の場を受けて、今回は市長の指示なんです。即林副市長を始め担当部のほうで、内々に、あくまでも内々に県との折衝を始められたと。この勢いを受けて、委員会としても早急に県との協議、テーブルづくりを全力で挙げたいと思っております。頑張ります。

議長(秋山哲朗君) そのほか質疑はありませんか。岡山議員。

2番(岡山 隆君) 一つお話の中で、報告の中でバイオマス構想について、その件に関してお話がありましたけれども、今回総務企業で京都の南丹市に行きまして、このバイオマスの取り組みについて視察いたしました。それは、その地域が乳牛を非常に育成しておって、そのし尿・ふん、これを回収して、それでメタンガス、これで発電を起し、そして肥料を生産している。非常に、クリーンエネルギーとい

う方向でいろいろやっておりますけれども、非常にその収益というのが、そのそういった設備施設を建設するに当たって20億かかっている。非常にコストがかかり、そして収益は本当に、指定管理等なっておりますけれども収益がほとんど上がらないという状況で、もう赤字がずっと続いている。

そういう流れの中にあって、今どういう形でバイオマス振興を考え方として取り組まれようとしているか。その辺の基本的な部分についてちょっとお話をさせていただきたい。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） バイオマス・エコの問題を、産業振興委員会で取り上げた時点は、当時の石破農水大臣の発言等を資料で委員会に配付をいたしました。当時は、国際的にもエコ問題、環境自然保護に対する気運が高まっております、とりわけ当時の国の考え方として、バイオに対する補助事業、補助金、こうした問題がたくさん議論をされてきました。

少なくとも、その当時、委員会に資料を提出して協力をされたのが、田邊諄祐議員の非常に地道に熱心な研究のもとに、いろんな形で意見と資料が提案をして、当時は勢いよく取り組みを始めたんですが、ところがこのバイオ・エコは今国際的にも議論になってますが、先進国と発展途上国の議論に見られるように、環境の保護というのは非常にコストが高つくつくと。これは車であろうが家庭であろうが、それから行政サイド、国のサイド、民間企業であろうが、自然を破壊をし、地下資源をエネルギーとして消費・浪費をするという産業発展を日本の国だけでなく世界がやってきて、さらに中国・インド・アフリカが日本に追いつけ追い越せという形で目指していますので、なかなかこれにかわるものを提供するということになれば、これは世界的な議論と、それから世界的な負担が伴うもので、そういった点で今国レベルの対応を見ると、政権がいいとか悪いとか、かわったとかいうことではなく、現実的な対応に非常に変わってきているということで、執行部のほうから報告があった行政として美祢市として、そのバイオを、エコをどう取り組んでいくかと。

今、岡山議員が言われたように、他の市町村でも積極的な取り組みがたくさんあったんですが、始めたときの勢いがその後5年・10年たってしまうと、行政コストにはね返ってくるというのが実態であろうと思います。

そうした点では、執行部の報告であったように、今後行政が責任を負う、どの程

度かかわり合いを持つかということについては、庁内の職員で勉強会を重ねながら担当窓口を検討していきたいということが大事だろうと思いますし、そういう意向を受けながら、委員会としても引き続き議論をしていくことが必要なのではないかと考えています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時、午後 1 時まで休憩をいたします。

午後 0 時 0 8 分休憩

.....

午後 1 時 0 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

続いて、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

観光振興対策特別委員長（安富法明君） それでは、観光振興対策特別委員会の委員長報告を行います。

大きく 2 点あるわけですが、1 点目は、去る 1 1 月 1 6 日に、世界ジオパークについて勉強会を開いております。山口大学の永尾隆志准教授にお越しをいただきまして、世界ジオパークについての予備知識、それから先進地等の状況について、さらに加盟に当たっての留意事項、ここで先生がおっしゃいましたことで一つ注意しておかなければならないことを申し上げておきます。この世界ジオパークネットワークに参加するに当たっては、やはりボトムアップ方式で推進をされて、時間をかけて地域の協力体制をつくるのが大切でありますよということをおっしゃっておりました。それから、加盟に向けての手順等について執行部ともども勉強させていただきました。

2 点目といたしまして、第 1 1 回の観光振興対策特別委員会を 1 2 月 8 日火曜日の午後開催をしております。出席者は委員全員。それから、正・副議長が出席をされております。

協議の内容でございますが、まず最初に、勉強いたしました世界ジオパークネットワークについて加盟の是非も含めてでございますが、本年度認定をされました先進地であります新潟県の糸魚川のビデオを事務局の心配で取り寄せていただきましたので、これを全員で観賞をしております。

それから、この加盟に向けての是非について協議をしております。結果といえますか、世界ジオパーク構想は、世界的に貴重な大地の遺産を保護しながら活用することで、地域の社会的・経済的発展を両立させようとするものであり、美祿市が描く保護と振興、市長が申されます「交流拠点都市・観光立市」構想とも同調するもので、次年度といえますか新年度から「観光振興計画」の策定と合わせて推進すべきであろうということとしております。

なお、この件に関しましては、林副市長のほうからも、「今回のジオパーク加盟の話は、当初世界遺産登録を目指すことから始まりましたが、メリットとしては、保護だけで利用できない世界遺産より住民や地域のためになるという資料もいただいております、これから研究をしながら登録に向けて進めていきたい」という意見をいただいております。

さらに、これに当たっては、有望サイトといえますか、これは見どころといえますか、日本語では露頭というふうな表現がしてあるわけですが、秋吉台状のドリーネでありますとか、化石の採集場とか、そういうふうないろいろな多数あるわけでございますが、そういうことについて一応抽出をいたしておりますが、観光総部のほうで再度検討していただいて、報告書につけられるようなものを用意していただくということが、お願いがしております。

それから、あと、今後の委員会の進め方なり最終報告書といえますか、提言書ということになるかというふうに思うんですが、これの取りまとめについて協議をいたしております。

1点として、時間の経過とともに、既に予算化された事業等もあります。既に提出をいたしております中間報告を再度見直すということにしております。

世界ジオパーク加盟に当たっては、地域の協力、先ほど申し上げましたが組織づくりの重要性が課題となってまいります。また、基本構想に基づく交流拠点都市・観光立市構想の実現におきましても、行政改革大綱、集中改革プラン、今策定中ではございますが、これに沿った観光会計の早期健全化のためにも地元の受け皿とい

いますか、協力体制は欠かせないものであるということ。地元の協力組織、受け皿づくりの重要性をつけ加えることといたしております。

さらに、観光振興計画につきましても、特別委員会設置当初は並行して、この21年度に策定がされる予定で当初話を進めてまいったわけではありますが、観光振興計画の策定が上位計画であります基本構想の策定結果を待ってから実施をするということで、多少思いが違ってまいりました。途中から。

こうすることで、観光振興計画の策定に当たりましては、策定委員会、どういうものができるかわかりませんが、仮称でそういうふうなものへの議員の参加でありますとか、または、新たに特別委員会の設定とか、方法論につきましても、今後議長において検討をお願いしたいということをお願いしております。

そして、最後であります、一応委員会の改選の時期になっておりますので、3月定例会までに一度委員会を開催をし、今まで申し上げましたようなことを取りまとめまして最終報告とするということに一応申し合わせております。

以上で、観光振興対策特別委員会の報告を終わりますが、資料等をつけて議長のほうに報告書を提出をしておりますので、またご覧になっていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。終わります。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月9日午前9時30分より、委員全員出席のもと、また、オブザーバーといたしまして山口ケーブルビジョンより磯部顧問始め出席をいただき、委員会を開催いたしましたので、御報告を申し上げます。

まず初めに、秋芳地域のケーブルテレビの整備状況について執行部より報告を求め、執行部より、「8月下旬に工事入札を行い、9月に正式契約、工事に着手しております。10月に入り、工事施行業者が区長宅を訪問いたしまして、工事内容の説明を行っております。また、11月1日号の市報にて秋芳地域ケーブルテレビ整備事業について周知をいたしました。

また、加入金については、加入金と標準工事費が合わせて6万3,000円になるということで、加入者への負担が大きいということで、市から補助ということを本12月議会へ予算計上したところであります。補助額につきましては、加入金部分を1件当たり1万2,600円を市が負担することとしております。

続いて、インターネットですが、加入促進期間であれば宅内の標準工事費も無料となります。ただし、インターネットのみ使用の場合は、加入金3万9,900円、引き込み標準工事費1万4,700円が必要になっております。

次に、美祢地区のインターネット整備状況について説明いたします。9月より工事に着手いたしまして、12月より本格的に宅内工事の着手を開始いたしました。工事終了のところからサービスインという形になります。

申し込み受付状況ですが、9月15日号の市報と一緒に配布したチラシなどによる資料請求は、12月2日時点で407件、加入申込件数は280件であります。

まだ、MYTでのインターネットサービスが開始されていることを御存知でない方も多数いらっしゃるようでございますので、今後も一層の加入促進のための活動を市としても行っていく必要があると考えております。」との説明がありました。

委員より、「今回の秋芳地域のケーブルを整備する一番の大きな目標は、新市の情報の一元化、一体化だと思うが、現在のところその部分がはっきり見えてきていないが、今後どのような対応をされていくおつもりなのか」との問いに、「美祢地域のMYTは、農水省の農村振興の交付金で整備され、美東、秋芳については、総務省の情報通信基盤整備の交付金で整備されていることから、事業主体の考え方、目的に相違があります。しかし、いずれこれを一元化することによって、効率的、効果的な美祢市の情報基盤を確立する必要があります。技術的な問題よりも制度的な問題が大きいものですから、一つずつ問題をクリアしていき、一つの目途といたしまして、地上デジタル放送へ全面的に切りかわるのを逆算してスケジュールを立て、今後関係の方々とさせていただきたいというふうに思っております」との説

明があり、さらに委員より、「一元化に向けて、議会としても動いていかないといけないと思いますので、3月議会までに、どのような課題があるか列挙したものを提出していただきたい」との要望を受けました。

続きまして、交通のほうの報告をいたします。

交通のほうは、10月より堀越・根越・山中地区でのミニバス運行実証を始めており、説明を受けました。説明の詳細は、お手元に配付しております資料を参照していただきたいと思います。

また、来年度以降の計画予定を聞き、執行部より、「現段階での考えですが、秋芳地域を運行しているカルスト号を現在運行委託しておる防長交通から船木鉄道に変更し、併せて運賃を距離制運賃から定額200円に移行いたします。また、美東北部地域の交通不便地区のミニバス運行を計画しております。

さらに、公共交通の利用促進のため市内を運行しておる路線バス6事業者の統一的な時刻表の作成を行い、全世帯に配布する予定を検討しております」との説明を受けました。

次に、携帯電話の不感地区解消に向けた取り組みについて御報告いたします。

「携帯事業者に再三要望を出しておりますが、採算性の面からなかなか難しい状況であります。昨年と比較しますと、入見・江原地区にて中継局を設置し、不感地域が解消となっております。現在、不感地域には、世帯数は129戸、約300人の方が生活をしていらっしゃいます。

また、新たな不感地域の対策として、フェムトセルというサービスができましたが、光ファイバーを使うことから、現在のケーブルテレビでの光ファイバーが活用できるかどうか確認中です」とのことでありました。

以上をもちまして、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕
議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。安富議員。

22番（安富法明君） これは委員長、お願いなんですけど、実は今山口ケーブルビジョンの話なんですけど、先日15日に私どものところでも説明会が実はあったんです。で、私今ごろ一つやると一つ物忘れるようになっていけんなあと思うんですけど、

お願いをしちようと思ったんですが、実はインターネットが今、結局秋芳地区は、有線放送協会の、昔はアーバンさんになってるんですが、プロバイダー契約が結局月々されておればそれでいいと思うんですが、年契約を、多分この1月の、私のところにも来ていますから1月の中ごろじゃないかと思うんですが、契約の更新の時期なんです。

それで、多分その今度のケーブルが、山口ケーブルビジョンが入ったら、恐らくインターネットをされている方、僕は恐らく乗りかえてんじやろうと思うんですよ。そうすると、今工事が遅れているにしても、そう遠くないときにこっちとの契約せんにゃあいけんわけです。多分、年契約したらお金返してもらえんのじゃないかと思うんです。

それで、ちょっと手遅れかもしれんですけども、その辺のあれを行政のほうで、やっぱり周知をしていただくようなことを委員長のほうから聞いておられましたら、していただけたらなあ。いいんじゃないかなあというふうに思いますけど。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 西岡委員長。

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） 今おっしゃられましたとおり、秋芳地区について、インターネットのプロバイダー契約がかぶるということがございますので、委員会のほうからも、行政に対してそういった面の変更に関する周知徹底を、広報なり何がしかの形でできるような形をお願いしようというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

続いて、病院事業調査特別委員長の報告を求めます。病院事業調査特別委員長。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 登壇〕

病院事業調査特別委員長（竹岡昌治君） それでは、病院事業調査特別委員会の委員長報告を行います。

平成21年12月9日水曜日、午後1時30分より午後2時35分まで、委員会全員と執行部より林副市長ほか関係部課長の出席をいただきまして、開催をいたし

ました。

まず、11月28日、自治体病院の改革シンポジウムにおきまして、パネラーの村田市長より全適を4月1日から実施したいとの意向が発表されましたので、白井経営管理課長に説明を求めました。

9月議会中の特別委員会におきましても、地方公営企業法の全部適用の説明を受けておりましたが、さらに詳細に地方公営企業法全部適用への移行の時期、経営管理化における業務内容、さらに議会が今後どのようにかかわっていくか。まず組織の整備、次に「事業管理者の選任」であります。事業管理者は、病院等事業の進むべき方向性を見定めて、経営の安定を図るとともに、市民の皆様に対して安全で安心の医療の継続的な提供ができる医療提供体制を整え、それを可能とするための医師確保の取り組みを一体的に推進していくことが求められます。

事業管理者につきましては、特別職に位置づけられており、議会の同意が必要とされることから、来年の3月議会に提案し、管理者が選任された後、その権限に属する事務処理を行う組織が必要となります。

次に、「例規の整備」が挙げられます。地方公営企業法等の規定に基づいて、新規に制定するもの。また、既存の例規の改正が必要となるものがあり、議決事項であるものは来年の3月議会に上程し、議決の必要があります。

詳しい報告は、関係資料を皆様方の机上に配付したと思います。「地方公営企業全部適用への移行にかかわる取り組みについて」というのがお配りされておると思っていますので、ご覧いただきたいと思います。従いまして、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、職員の取り扱い、市長部局の職員取り扱いから公営企業の職員となりますが、定数条例の範疇の中で公営企業職員として取り扱われます。

委員より、「今後病院事業の職員が地方公営企業の全適になると、職員の定数、病院職員の給与等がどのような変化があるのか。今の職員の給与体系の問題で人事院勧告と判断基準について」の質疑に対しまして、「条例の中では、給与の種類等々定め、具体的に示すものは管理者が定める管理規定に示すこととなります。要するに、管理者の判断で給与あるいは手当等の設置がゆだねられます。それに対し、労働者側との労働協定の決定事項が今後の規定の中に盛り込んでいきます。次に、職員数は、市長が定める条例の範疇であるので、定数は、管理者の判断と議会に諮

った上で決定いたします。

さらに、人事院勧告について、理論上はあり得ると思いますが、全部適用で運営している他市の状況から見ますと、本庁職員とのバランスから人事院勧告を採用する例が多いと伺っております」との答弁がなされました。

次に、地域医療を守る取り組みについて、9月議会の委員会に引き続き古屋市民福祉部次長より進捗状況の説明を受けました。

9月開催の特別委員会で地域医療を守っていく仕組みを考えていきたいと。仮称地域医療推進協議会を設置して医療関係者、保健関係者、医療サービスを受ける市民、福祉団体、消防、行政関係者が協議して方向性を打ち出していくために、庁内での準備検討会を9月下旬に開催し、県当局から指導を受けながら消防の救急隊員を含む医療従事者の考えを聞くためアンケート調査を予定しております。次に、市立病院の医療従事者向けには、調査項目をもう少し検討して近日中に市立病院の統括、美祢・美東両病院長と協議の場を持つようにしております。協議が整い次第アンケートを実施して、集計分析を行っていく予定にしておるとの答弁がございました。

委員より、「一般的に地域医療とは国から見た地域医療、県から見た地域医療、市が見た地域医療、おのおのとらえ方が違うと思うが、具体的に、美祢市が想定している地域医療の地域並びに定義の考え方を示してほしい」との質疑に対し、古屋市民福祉部次長より、「山口県が定める保健医療計画に基づく広域医療圏単位での各医療機関の機能分担と連携を推進し、かかりつけ医や在宅医療の推進、適切な医療情報の提供、保健・福祉との連携強化に努めるとともに、二つの市立病院を拠点とする、予防から急性期さらには在宅医療・介護を一体的に行う地域完結型医療提供体制のモデルとして「美祢医療圏」の構築を目指します。と記述されておりますそのとおりでございまして、従って美祢市内での体制を構築する計画を考えている」との答弁がございました。

委員より、地域医療を守るために二つの病院を守り、市民の方が皆健康でなければいけないので病気にならない健康な体づくりのため、温水プールの活用のため、送迎バスの運行を希望する意見がありました。

このことに関して、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の西岡委員長が同席しておりましたので、現状報告をいただきました。「現在、先ほども報告があり

ましたように、根越、山中、堀越地区をデマンド型バス実証運行しているが、来年度は美東北部の地域でバスを運行するような準備を進め、随時、美祢市各地に進めて、市の施設にどうアクセスを結びつけるか考えていきます」との説明がございました。

次に、美祢社会復帰促進センターにおける医療体制について協議いたしました。

内藤総合政策部地域情報課長より、社会復帰促進センターにおける医療の現在の体制について説明を受けました。

「法務省と美祢市が医療に関する委託契約を結び、美祢市が美祢市立病院から医師、薬剤師等を美祢復帰センター内診療所に派遣し、診療をしております。現在の復帰センター内の診療所の業務は、午前・午後、月曜日から金曜日まで美祢市立病院の医師で対応し、山大の医師には精神科と婦人科を診療している状況です。平成16年には常勤医師が15名で、現在では常勤医師が9名という現状になっております。これは美祢市立病院です。復帰センター内の診療所の受診者数は年々増加し、現在では1日当たり約30名前後の方が受診されております。ところが、看護師を初め、医療スタッフ、お医者さん等も不足しているという状況の中で、美祢社会復帰促進センターに医療従事者を派遣する余力が美祢市立病院になくなったため、平成22年度から美祢市立病院からの医療従事者の派遣をやむを得ず中止することになりました。従って、今後は美祢市近隣並びに市内の医師の御協力・御支援をお願いする予定だが、今まだ具体的には説明はできませんが、新たな体制の構築に向けて努力している」との答弁がなされました。

委員より、「美祢社会復帰促進センターを誘致するに当たって、豊田前地域医療を補い、最初は婦人科を一般開放するということがあったが、婦人科医師確保が難しいので、地域医療どうするか検討されてきたと思っているが、そういったことを重く受けとめ、22年度からさらに医師の確保を積極的に行うと同時に、一般開放する施設として医療・保健・福祉の対応はできないか。例えば、出前診療だとか健康相談とか、定期的にできるよう活用方法を検討してはどうか」との質問に対し、「現在社会福祉協議会が全市的に、高齢者の方を対象に、サロンのような健康増進等含めた教室を開いておられます。市独自でできるもの等社会福祉協議会とのタイアップも考える必要がありますので、検討課題としたい」との答弁がございました。

さらに、委員より、「来年の4月から、美祢社会復帰促進センターにおける市立

病院のお医者さんが撤退して、万が一他の医師が確保できない場合、やはり美祢市立病院から行くことになるのか。また、数年後には、女性の受刑者が300人増員されるといふことで、施設的には併せて1,300人となるが、医師・看護師の確保も上乘せの必要があるが、美祢市のお医者さん方にも協力をお願いするのか」との質問に対し、「美祢市立病院からの医師の派遣は撤退ですが、あくまでも契約は法務省と美祢市がセンター内の診療の契約をしておりますので、さまざまな方法を使って医師確保を行い、受刑者の診療を怠らないように努力し、センター内でできない医療行為は市立病院が後方支援をすることとなります。対応できない場合は、近隣の手術可能なところへ搬送して対応する」と、林副市長より答弁がございました。

9月議会で、委員長報告の中で、医師や看護婦さんを含めて人材確保と人材育成に関して若干の一般会計からの繰り入れはやむなしという委員長報告をいたしました。その後の医師確保の状況と運営協議会の進捗状況の説明を求めました。

「人材確保に関する取り組みは、まず1点、本議会に一般会計から病院に、人材確保、人材育成に係る経費として補正をお願いしたところであります。来年度の予算までに新たな取り組みとして院内で協議を進めております。このたび、医療事務、事務職員の一般公募にも踏み切り、現在募集中で、医師、看護師、さらには医療技術者、そして事務スタッフの人材確保に取り組み中でございます。

2点目の運営協議会については、さきの委員会で御提案した人事で、それぞれの委員の皆様方には承諾をいただいて、予算作成前には運営協議会を開きまして、あり方検討委員会で答申されたことを踏まえたガイドラインに沿った予算編成を3月議会に上程いたします。運営協議会のメンバーは、主な方は、あり方検討委員会同様山口大学医学部の病院長、次は、教授の御承諾をいただいて、この方々にも参画していただく予定となっております」と藤澤病院事業局長より答弁がなされました。

委員より、9月議会で美祢市立病院における院外処方箋を導入すると説明があったが、進捗状況の説明を求めました。

「院外処方の取り組みは、今、薬剤師会と市立病院薬剤科長が協議して、場所の設定等、宇部保健福祉センターとも協議を重ねております。調剤薬局の設置については、処方箋が発行される医療機関。つまり、美祢市立病院とは、人的、または物的、金銭的に独立していなければならないと法的に示されております。根拠は、厚

生局の指導や、薬事法に基づく指針にも示され、設置に当たっては、公道に面していることが要件になります。院外処方に移行する場合、1人の者、あるいは1者という意味でございますが、あらかじめ特定するということは、特定のものに利益強要されるとみなされる場合もあるので、特に薬剤師会との調整などは注意してほしいということが宇部健康福祉センターからの回答で、開始前までには時間がかかるものと思っております」と、篠田病院事業事務長より答弁がありました。

最後に、委員より、「ジェネリック医薬品（後発医薬品）でございますが、患者負担軽減の取り組みについて、さらに後期高齢者医療制度の中で、高齢者の方は90日以上入院できないのか」との質疑がありました。

「現在、美祢市立病院におけるジェネリックの使用率は、薬品目ベースで約7%です。患者が御希望されれば、ジェネリック薬品採用しているものがあれば利用しているが、ジェネリック薬品にもいろいろあるので、患者さんの選択と医師の判断が必要になります。以前よりも増して、ジェネリックの採用を推し進めているというのが今の実情です。次に、高齢者に対する医療は、あくまでも主治医の判断であります。90日を超えた場合、自己負担額が現行の保険制度では大きく変わってきます」と、篠田病院事業事務長より答弁がありました。

さらに、「美東病院では現在5%がジェネリック薬品の利用率です。開発メーカーが特許の期間を過ぎたら他のメーカーでも同じ成分で薬を製造することができるので開発費分安く製造することができるし、価格も安い。同じ成分でも実際に薬効との関係がありまして、普及していないが、希望されればドクターが処方箋を発行し、後発医薬品ジェネリックへの変更が可能です。来年度以降、国がもっとこの制度を推進するので、薬価の改正も含め検討中」との、井上美東病院事務長より答弁がございました。

以上が、病院事業調査特別委員会の委員長報告でございます。

以上をもって終わりたいと思います。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 病院事業調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、病院事業調査特別委員長の報告を終わります。

続いて、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長の報告を求めます。配食貸与車全損事故に関する調査特別委員長。

〔配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長 原田 茂君 登壇〕

配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長（原田 茂君） 皆さん、お疲れです。

それでは、只今より配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会の委員長報告を行います。

去る12月16日午前9時31分から11時1分まで、執行部を除き委員全員の出席のもと、委員会を開催いたしました。

最初に、事務局長より机上に配付された6資料の確認がされました。内容については配付しましたので説明は割愛させていただきます。その後、直ちに審査事項に入りました。

初めに、今後の進め方について、本特別委員会があくまでも行政事務のみの調査ということをご理解いただき、8名の委員の皆様のご貴重な御意見を受けました。

これらの御意見を大筋で集約させていただきますと、本特別委員会は、事件の内容を暴くとか批判するとかでなく、あくまでも全損事故について適正に事務処理がされてきたかどうかを調査・審議していくのが目的であるので、このことについて関係書類の提出を執行部に求めたいとの意見が多数でありました。

具体的には、貸借契約書の写し、事故発生から平成21年12月7日に業者から代替車両が返納されたところまでの部分の詳しい経緯についての資料、市民団体の指摘文書、代表監査委員さんの早期に債務弁済指示に対する前後の文書、代替車両の車検証の写し、全損事故車の時価評価及び返納車の時価評価のわかる文書、市長に対する要望書等が委員より執行部に本特別委員会に提出していただくよう求められました。

また、事故処理の遅滞の理由の説明等もしていただくよう求められました。

また、順序が逆になりましたが、開会の冒頭にある会派の委員さんより、本特別委員会が地方自治法のもとに公平公正にスムーズに進められるように資料をつくりましたので、配付の要請があり、これに応じ朗読されました。この資料は、地方自治法に基づく100条委員会に対し、事の真相究明をお願いしたい旨の文書であります。

この提出された文書に関しては、各会派へ持ち帰って検討していただくようお願い申し上げます、審議はしませんでした。

また、執行部に全損事故に関する関係書類の提出を委員さんより求められましたが、当日は即答を避け、調査・確認をいたしまして、次回の特別委員会に御提出いたしたいと委員の皆様にお諮りした結果、異議はありませんでした。

なお、そのほかは特別な御意見はありませんでした。

以上で、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長 原田 茂君 発言席に着く〕
議長（秋山哲朗君） 配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、配食貸与車の全損事故に関する調査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大中 宏君 登壇〕
議会運営委員長（大中 宏君） それでは、議会運営委員会より御報告を申し上げます。

去る12月10日9時50分より、委員全員と議長、副議長の出席のもと、議会運営委員会を開催。議員の定数と報酬についての審査を行いました。

最初に、議員定数についてですが、1会派より財政規模や人口、面積等から見た美祢市の議員定数はいかにあるべきかについて、県下13市の詳しい状況を記した一覧表が提示をされました。改正議員や現在議員1人当たりどのくらいになるのか。それぞれ14人、16人、18人、20人、22人と、それらについて類似する市の名前を挙げたりして詳しい説明がなされました。

結論としては、18人から20人あたりで、幅を持たせた答申にしたということになりました。

また、別の会派からは、議員には住民の意見を反映させる機能が求められている。広範な意見を議会に反映させる任務がある。また、議員を削減すれば、過疎地域が

ら議員選出は困難となり、地域住民の声が反映されにくくなるというなどのマイナスの面が多くなることなどの理由から、議員定数については現状の維持をしてほしいという意見書が提出をされました。

これらの資料をもとに、改めて活発な議論・審査を行いました。定数については、やはり全体で、また、本会議で決めることになろうかと思われまますので、議会運営委員会といたしましては、18人から20人の線で答申すべきではなかろうかという意見が多く出されました。

答申後は市民感情なども考慮に入れ、3月議会に最終提案する形で進められるということになりますので、この件についての審査を終わりました。

次に、議員の報酬についての件ですが、議員定数も、先ほど言いましたように18人から20人に落ちつく可能性が高いことから、財政面でもかなり貢献しているので、現状のままか、または、若干引き上げてもよいのではないかというような意見もありました。

また、定数を減らしたからといって、いきなり報酬を上げるのはいかがなものかと。反面、40代前後の若い人たちもどんどん出られるような体制づくりが必要ではないか。若い人たちの意見をもっと美祢市議会に反映するためにも、より開かれた幅の広い市民のための議会にするためにも、若い人たちが出られるように若干の引き上げを行うべきではないかというふうな意見も出されました。

議員報酬は、美祢市特別職報酬等審議会条例に基づきまして、市長は議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬の給料の額について審議会の意見を聞くものとなっており、改正はまだ先になるので、今は現状維持でいったらどうか。現状維持でも実質は一応上がったことになるのではないかと。報酬についての審査はまだ2回目ということなので、なかなか活発な意見が出ませんでした。再度各会派で持ち帰りまして、十分協議をしていただくことにいたしまして、10時55分審査を終了いたしました。

以上、12月10日の議会運営委員会に係る委員長の審査報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会運営委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第13号美祢市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第14号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第15号美祢市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号美祢市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第1号平成21年度美祢市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 予算で歳入についてですが、市税が4,000万円以上も減っています。この減少を食いとめる対策として一般質問でも提案申し上げましたが、経済危機対策として住宅リフォームに助成制度を取り組み、助成金は市内の商品券を出すなど、中小・零細企業を応援して、市税が落ち込まないように早急に取り組んでいただきたいと思います。

歳出については、生活保護費の増額は12月から母子加算が付加されています。これについては賛成です。また、インフルエンザ対策で、生活保護世帯、非課税世帯に、国の施策で無料になっています。これも賛成です。しかし、美祢市独自で補助をしていただきたいと考えます。妊婦や1歳児以下の保護者、1歳から中学生3年までを対象に助成をしていただきたいと思います。なぜかと言いますと、子供が感染すれば学級閉鎖等にもなりますし、授業日数が足りないなど現在も問題が起きています。また、子供を通じて親が感染し社会に蔓延さすなど影響が大きいからです。

次に、小学校・中学校の耐震化施策で、耐震化は子供の安全、また学校は地域の避難場所にもなっておりますので、この対策は急がれます。これについては賛成で

す。

このように賛成する補正予算も多くありますが、人事院勧告がセットとなっておりますので、この1号議案に賛成することはできません。

以下の、人事院勧告による職員の給与削減についての議案が幾つか上程されていますが、これについては一つ一つ討論には立ちませんが、反対の立場ですので、申し添えておきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） このたびの美祢市の一般会計補正予算に関しまして、この中で民生費の国庫負担金、このたて分けは、子育て応援特別手当、これが2,400万、これが今回減額なっているわけであります。これは、政権がかわったってということで、いたし方ないという、そういう考え方もありますけれども、自治体によっては、やっぱりこういった消費者対策、またそういった面では、しっかりと後押ししていこうという方向で予算をつけているところであります。

そういうことで、いずれにしても1次補正が全体的については2.9兆円凍結されたということで、そのために何かこれを削減して、ついでは子供手当ということになったんでありますけれども、本当に前政権では国債の発行が3.3兆円でありましたけれども、今度の政権になって子供手当をやるためには4.4兆円、増税ですれば痛みがわかっていいですけれども、赤字国債で国債発行して、しなくちゃならないちゅうのは、将来に負担を残すような形になっていると、どちらかといえば、もう増税以上にこの赤字国債というのが厳しいということで、本当に財政規律をちゃんとしていただきたいという思いがあります。

それを、美祢市に言ってもどうかなるわけじゃありませんけれども、そういうことでこの部分については本当に反対なんですけれども、今それ以外に、今回教育費で中学校施設の整備事業3億7,000万円という額がついております。特に私も耐震化については、今まで何回も早く促進していただきたいということをお願いし、特に美東何かも耐震0.3、調査した結果、以下非常に厳しい状況で美東中学校、そして秋芳北・南、そして大嶺中学校、これについて、この小学校の設備施設の整備事業をきちっと押し進められていると。これに対して、非常に私はありがたいな、よくぞ大変な中、予算も大変な中、これから将来の子供さんたちを、命をきちっと

やっぱり守っていく視点で対応されているということで、子育て応援特別手当は削減なるけれども、別なところできちっとつけておられるということで、おおむね賛成討論とさせていただきます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号平成21年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号平成21年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号平成21年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第5号平成21年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第6号平成21年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 7 号平成 2 1 年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 7 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 8 号平成 2 1 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 8 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4、議案第 9 号平成 2 1 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第10号平成21年度美祢市病院等事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） 10号について。医師確保対策や病床率に対する国からの援助には賛成です。しかし、人事院勧告の給与引き下げは医療従事者にも影響しています。命を守る医療従事者の仕事に、給与の引き下げには反対です。セットになっているため、賛成することはできません。

次に、医療医師確保対策の充実には十分していただきたいと思います。美東病院には、このたびのインフルエンザですが、美東病院には小児科がないのです。今回の新型インフルエンザについて、接種について、小学校4年未満のお子さんの保護者は大変困られました。美東病院は、美東だけでなく、秋芳の方も利用されておられます。小児科はぜひ設けていただきたいのです。

このことを申し上げまして意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第11号平成21年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号第1次美祢市総合計画基本構想についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第18号美祢市桂木山麓緑地自然公園村の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号字の区域変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号から、日程第23、議案第23号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日、提出いたしました追加議案4件について、御説明申し上げます。

議案第20号は、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてであります。

これは、平成22年1月16日に山口市及び阿東町が合併することに伴い、合併期日の前日の平成22年1月15日をもって、地方自治法第290条第1項の規定により、阿東町を山口県市町総合事務組合から脱退させるため、規約の一部を変更することについて、市議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、山口県市町総合事務組合の財産処分についてであります。

これは、議案第20号で御説明をいたしましたが、山口市及び阿東町が合併をし、阿東町が山口県市町総合事務組合から脱退することに伴う山口県市町総合事務組合の財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係する地方公共団体と協議の上定めることにつきまして、市議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、山口県後期高齢者医療広域連合を組織をする地方公共団体の数の減少についてであります。

山口県後期高齢者医療広域連合は、山口県内の全市町で組織されておりますが、平成22年1月16日に山口市及び阿東町が合併することに伴い、合併期日の前日で阿東町を当該広域連合から脱退させることについて、地方自治法第291条の11の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、土地改良事業の一部を変更することについてであります。

美祢市伊佐町伊佐牛明地区で実施いたしております団体営ため池等整備事業牛明（奥）ため池において、工法等の見直しによりまして、事業費を変更する必要が生じたので、土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました追加議案4件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより、日程第20、議案第20号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第20号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第20号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号は可決されました。

これより、日程第21、議案第21号山口県市町総合事務組合の財産処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第21号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は委員会付託

を省略することに決しました。

これより、議案第21号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号は可決されました。

これより、日程第22、議案第22号山口県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第22号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第22号の討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決いたします。本議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第23、議案第23号土地改良事業の一部を変更することについて質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第23号は、所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に、議員の皆さんは、建設観光委員会の開催をお願いいたします。

午後2時13分休憩

.....

午後3時08分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第23、議案第23号土地改良事業の一部を変更することについてを議題といたします。

本件に関し、建設観光委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） それでは、建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

本日、本委員会に付託されました議案第23号土地改良事業の一部を変更することについてにつきまして、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました議案につきまして、執行部より、配付された資料により説明がありました。

「伊佐町牛明地区にあります牛明奥ため池は、伊佐小学校の南側の山中にあり、現在危険ため池に指定されております。危険ため池を解消するため、平成20年度と21年度の2カ年で改修工事を行うこととし、当初事業費4,500万円を見込んでおりました。工事費が増額となる理由ですが、ため池が道のない山奥にあるため、長い距離の工事用道路が必要となり、雑木林を伐採したところ、非常に緩い土質であることが判明いたしました。当初計画どおり仮設道路を設置するためにも、緩い角度での切り土となり、また、のり面の保護も必要となり、工事費の増額が予想されました。このため、仮設道路工事方法を精査した結果、盛り土搬入より道路をつくるのが経済的であることが判明し、盛り土を中心に仮設道路をつくることとなりました。この、盛り土搬入費用が主な増額の理由で、1,800万円の増額となります。

なお、この仮設道路は、工事完了後もため池の管理道として将来的に利用されま
す」との説明を受けました。

主な質疑・意見につきまして御説明を申し上げます。

委員より、「当初調査されて予算措置をされたと思うが、当初予算に対して
40%も事業費が伸びた理由について再度詳しく説明を」との問いに対し、執行部
より、「雑木林が密集して、全路線の土質がわからなかったこと、また、延長が長
いため、少しの工法の変更も多額になるということが要因と考えます。また、当初
調査のとき、一部伐採を行ったら、もう少し綿密な工事費が積算できたと思いま
す」との答弁がありました。

また、委員より、「当初調査のとき、しっかりやっていただきたい」との要望も
ありました。

次に、委員より、「盛り土に変更が生じた理由、転圧の程度について」の問いに
対して、執行部より、「当初緩い角度で切り土をし、のり面に保護工を行う工法で
したが、盛り土では少し量はふえますが、経済比較をした結果、盛り土での工法が
安価であるということの結論に達した。転圧につきましては、仮設道であるため、
30センチメートルごとに突き固めを行います」との答弁がありました。

さらに、委員より、「盛り土部分の用地は地元提供であるか」との問いに対し、
執行部より、「地元提供であります」との答弁でありました。

慎重審査、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されまし
た。

以上をもちまして、建設観光委員長報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

これより、議案第23号の討論、採決に入ります。本案に対する御意見はござい
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決

であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらに、お諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

この際、南口議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

21番（南口彰夫君） 私は、日本共産党の三好睦子議員の賛同を得て、動議発言を議長にお願いをいたしました。その内容については、この1月の臨時議会で行われた山口ケーブルビジョン株式会社の美祢市の施設管理運営についての関係で、既に指定管理者としてこの4月1日より業務を行っています。

しかしながら、この1月、2月の臨時議会でも、幾つかの不安点・疑問点を指摘し協議をしましたが、今後の管理運営の中でその実態を見てということでありました。

しかしながら、今日までの経過の中で見るならば、少なくとも、ここにあります管理条例並びに労働基準法違反等の抵触している事実が伺われます。本来なら私の日本共産党の議員として、この議場でということも考えましたが、議長とも相談をしながら、とりあえずその実態は行政内部の中の幾つかの問題にかかわりますので、まずは要望として市長並びに監査室に山口ケーブルビジョン株式会社の指定管理に

ついて、その実態と現状をきちんと調査をして、私の指摘している事実の有無と、それとその事実関係の認識が一致すれば、今後きちっとした対応をしていきたいと思いますので、ぜひその調査を 当時、所管の委員会が総務企業委員会で、その辺のところのあいまいさが、議論をし尽くせないまま採決に至ったという経過がありますので、代表監査委員並びに竹岡監査委員のほうに、只今の要望に対する御意見をお願いしたいと思います。

よろしく。

議長（秋山哲朗君） 三好監査委員。

代表監査委員（三好輝廣君） 代表監査委員の三好でございます。只今の南口議員の御意見にお答えしたいと思いますが、指定管理者は財政援助団体等の監査という中の一つに該当するわけでございます。従いまして、当然これは監査の対象範囲内でありますから、監査を実施することについて前向きに検討したいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は、すべて終了いたしました。

村田市長さん、ごあいさつがございましたらお願いいたします。

市長（村田弘司君） 平成21年12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました平成21年度一般会計外各特別会計補正予算、さらには「第1次美祢市総合計画基本構想」を初めとする重要な諸議案について、慎重に御審議を賜り、原案のとおり御議決を賜ったことで、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年3月に合併をいたしまして、2年目を迎えた本年、私は市民の皆様の一体感のさらなる醸成を常に念頭に置きつつ、市民の皆様が安全に安心をして健やかに暮らせる医療や福祉、そして子育て環境の充実を図るため、「二つの市立病院の体制づくりの確立」、「美祢市ファミリーサポートセンター事業の開始」、「ミニバス運行の開始」等々、生活基盤の充実をしたまちづくりに全力を挙げて取り組んでいるところであります。

また、本年は、秋芳洞開洞100周年という節目の年であったことから、これを確かな成長へとつながるチャンスと考えまして、「光響ファンタジー水と大地の神

秘」を初めとするさまざまなイベントを実施し、「交流拠点都市美祢市」を全国に情報発信するとともに、世界に誇り得る観光資源を地域の活性化につなげる「観光立市」を目指し、邁進をしているところであります。

こうした中、6月2日に発生をいたしました山口秋芳プラザホテル一酸化中毒事故の件につきましては、この場で何度も御報告をさせていただき、本定例会の冒頭におきましても、「美祢市女性の会4団体からの寄附金を、松原小学校6年生の郊外遠足の費用に充てさせていただきたい」と御報告をさせていただきましたが、今週の初めに、高槻市の教育委員会一瀬教育長並びに松原小学校樋口校長からそれぞれ私あての礼状が届きましたので、その文面の一部をここで御報告をさせていただきたいと存じます。

以下は文面でございますが、「先日は、本市松原小学校の校外学習に際しまして、心温まる御厚志をいただき、深く感謝申し上げます。また、6月の事故の折には、子供たちが安心できるよう貴市の皆様に大変丁寧な対応をしていただきました。併せてお礼を申し上げます。

当初は、事故を思い出し不安定になる子供たちも見られましたが、今ではそういったこともなくなり、明るく元気な松原小学校6年生に戻っております。貴市から御招待をいただきました12月7日のユニバーサルスタジオジャパンへの訪問遠足は、修学旅行にかわる行事として子供たちの心に残る楽しいものになりました」とこういうふうなお礼の言葉と併せまして、松原小学校の6年生69名の子供たちの素直な気持ちが込められた手紙が同封をされておりました。

この松原小学校6年生69名の子供たちからの手紙につきましては、今後、観光センターに展示をさせていただくなどの方法も検討してまいりたいというふうに考えておりますが、私は今、このように心温まるお礼状の中で、子供たちが明るく元気になったというお言葉をいただきまして、心が救われたような気持ちでいっぱい、感激のきわみでございます。これも、市民の皆様の御理解と御協力のたまものであると、心から感謝申し上げますとともに、御寄附をちょうだいいただきました美祢市女性の会の皆様に、改めてお礼を申し上げたいと思います。

今後は、安心をして訪れることができる秋吉台・秋芳洞、そして誇り得る美祢市のすばらしさを今まで以上に全国に発信をしてまいりたいというふうに考えております。

本年、本市では、秋芳洞開洞100周年といった中で起きた一酸化炭素中毒事故や、急速な円高、デフレ状態による日本経済の低迷といった状況が取り巻いておりますが、私はこうした逆境を、逆境としてとらえるだけに終わることなく、「第1次美祢市総合計画」の基本理念として掲げられた「市民が「夢・希望・誇り」を持って暮らす交流拠点都市美祢市」をまちづくりの目標といたしまして、無限の可能性を秘めた本市の資源を国内外問わず、広くアピールしていくことが重要と考えており、併せて、財政の健全性を確保しつつ、行政サービスのさらなる質の向上に向け、全力を傾注してまいり所存であります。

本年も余すところあとわずかとなりましたけれども、議員の皆様方には今後とも変わらぬ御指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりにになりましたけれども、これから寒さもいよいよ厳しさを増してまいります。

議員の皆様方におかれましては、お体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう心より祈念を申しまして、お礼のごあいさつといたします。本当に1年ありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりましたが、特に緊急の案件がない限り、本日ももちまして納めの議会となります。この1年間、議員の皆様方並びに執行部の皆様方には温かい御支援と御協力を賜りまして衷心より厚くお礼を申し上げます。

本年を振り返りますと、国においては政権交代があり、新政権は大きな政策として地域主権改革を掲げ、これにより地方では、自己決定・自己責任が強く求められる本格的な地方分権時代が予測されます。

また、美祢市議会といたしましては、8月に当市の引き受けで、山口県市議会議員研修会を開催し、前三重県知事の北川正恭先生、専修大学講師の加藤幸雄先生を講師としてお招きし、議会改革の必要性等を御教示いただきました。

美祢市議会も、今後、議会基本条例の制定に向け、議論を重ねていきたいと思っております。

さらに、本日可決いたしました美祢市の将来像を描いた「美祢市総合計画基本構

想」をもとに、市民が「夢・希望・誇り」を持って暮らす交流拠点美祢市を基本理念とし、安全・安心に暮らしていける美祢市を次世代につなげることが、私たちに課せられた使命であると考えております。

地方では、地域経済の低迷、少子高齢化等、さまざまな問題を抱えている中、市民の皆様の声を市政に反映していくことを第1の基本とし、開かれた市議会を目指し、さらなる努力と研さんを重ね、執行部とともに、市政の進展に邁進していく所存でありますので、新しい年におきましても、どうかよろしくお祈り申し上げます。

終わりに臨みまして、寒さに向かいます折から、皆様方にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

ありがとうございました。

これにて、平成21年第4回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

なお、議員の皆さんは、3時45分から第1・第2会議室において、議員全員協議会を開催いたしますので、御出席を願いますようお願いをいたします。

午後3時30分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年12月18日

美祿市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

山中佳子

”

岩本明夫